

伊根町生ごみ処理容器設置費補助金交付要綱

平成12年3月7日
要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭等から排出される生ごみを処理する生ごみ処理容器を設置した者に対し、その設置する経費の一部を補助することにより自家処理を促進し、ごみの減量化の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により補助金の交付を受けることができるものは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 伊根町に住所を有する個人及び事務所であること。
- (2) 臭い等で他人に迷惑をかけない箇所に設置できること。
- (3) 堆肥化された生ごみを自家処理できること。

(生ごみ処理容器の基準等)

第3条 生ごみ処理容器は、一世帯1基とし、購入業者は町内の業者に限るものとする。

(補助金の額)

第4条 処理容器1基当たりの補助金の限度額は30,000円とし、購入金額の2分の1以内を補助する。ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、伊根町生ごみ処理容器設置費補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、予算の範囲内で交付を決定し、伊根町生ごみ処理容器設置費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)によつて申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。